

秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱

平成30年3月

秋 田 県

※令和2年8月改正

1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本県における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、本県の教育、学術及び文化に関する総合的な施策について、その目標や方向性を定めるものであります。

2 対象とする期間

平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までとします。

3 大綱の内容

平成30（2018）年度から4年間の県政運営の指針として策定した「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」が、大綱と同様の位置づけにあることから、「同プラン」及び「第2期あきた未来総合戦略」における関係部分（教育、学術及び文化に関する部分）を大綱に代えることとします。 ※ 概要版は別紙のとおり

（大綱に代える部分）

【第3期ふるさと秋田元気創造プラン】

- 戦略6 ふるさとの未来を拓く人づくり戦略 施策1～施策7
(P229～P264)
- 戦略4 秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大戦略 施策3
(P166～P170、P184～P187)

【第2期あきた未来総合戦略】

- 基本目標1～4のうち、
教育・学術・文化による秋田の創生に係る施策・事業
(P20～P66)